

お知らせ

記者発表資料

令和5年2月9日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、
山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、広島経済記者クラブ、
広島県政記者クラブ

山口県踏切道改良協議会合同会議を開催します

○令和3年4月1日に施行された「踏切道改良促進法の一部を改正する法律」により、改良すべき踏切道等について、機動的な法指定ができるように見直しが行われるとともに、改良後の評価実施の義務付けや災害時の管理方法を定めるべき踏切道の指定制度の創設等がなされ、踏切道の改良に向けた対策を更に強化・推進することとしています。

○踏切道の改良対策を更に強化・推進するため、山口県踏切道改良協議会合同会議を以下のとおり開催しますのでお知らせします。

(1) 開催日時

名称	開催日時	開催場所（WEB 会議形式）
山口県踏切道改良協議会 合同会議	2月13日（月） 14：00～	・中国地方整備局 山口河川国道事務所第2会議室 ・広島合同庁舎2号館1階共用第17会議室

※取材は開催場所へお越し下さい。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から来場の際はマスクの着用等に御協力ください。また、風邪症状、発熱などの症状がある方は来場をお控えください。

(2) 会議形式

- ・WEB 会議形式

(3) 議事内容

- ・山口県踏切道改良協議会合同会議設置要綱の一部改正について
- ・山口県踏切道改良協検討会設置要綱、上郷西踏切道改良協議会設置要綱、柳井田堤踏切道改良

協議会設置要綱の一部改正について

- ・改正踏切道改良促進法について
- ・踏切道対策の状況について
- ・踏切道の改良後の評価について

<問い合わせ先>

担 当	問い合わせ先	電話番号
全般、道路に関するもの	中国地方整備局 道路部 地域道路課 課長 かげやま 景山 ひろたか 浩孝 ◎【担当】課長補佐 かわはら 河原 しんいち 慎一	082-221-9231（代表） （内線 4613） 9:15～18:00
鉄道に関するもの	中国運輸局 鉄道部 技術・防災課 課長 おおばやし 大林 まこと 信 ◎【担当】専門官 やまもと 山本 あきひろ 哲裕	082-228-8798（直通） 8:30～17:15

踏切道改良促進法（抄）

（地方踏切道改良協議会）

第十六条 鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条において同じ。）は、地方踏切道改良計画の作成及び実施、災害が発生した場合における踏切道の適確な管理その他の踏切道の改良の促進に関し必要な事項について協議を行うため、地方踏切道改良協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該鉄道事業者及び道路管理者
- 二 踏切道の所在地をその区域に含む都道府県の知事
- 三 踏切道の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長
- 四 踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長

3 第一項の規定により協議会を組織する鉄道事業者及び道路管理者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 関係市町村長
- 二 踏切道密接関連道路の道路管理者
- 三 道路協力団体
- 四 その他当該鉄道事業者及び道路管理者が必要と認める者

4 第三条第三項若しくは第五項又は第十三条第二項の規定による申出をしようとする都道府県知事又は市町村長は、当該申出に係る踏切道について第一項の規定による協議会が組織されていない場合にあつては、当該踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者に対して、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。

5 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。